

基安安発 0104 第1号
基安労発 0104 第2号
基安化発 0104 第1号
令和6年1月4日

関係4県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

令和6年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策 の徹底について

今般、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、北陸地方の広い範囲の数多くの箇所において、家屋の倒壊、土砂崩壊等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が生じているところである。

今後、道路等のインフラの復旧、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれるが、災害復旧工事においては、地山が崩れやすくなっている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念される。こうしたことから、関係労働局におかれては、管内の実情に応じ、発注機関との連携を図りつつ、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、関係団体に周知するとともに、災害復旧工事現場に対する指導を徹底されたい。

なお、建設業関係団体、発注機関等に対し、別添のとおり、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について要請したので了知されたい。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形

状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の地震以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常ができるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第1号の別添1「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確實に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（5）までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記4によること。

2 墜落・転落災害防止対策

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事においては、墜落防止措置がとられず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事で作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設置した上で、要求性能墜落制止用器具を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」※を参考にすること。

※<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>

3 がれき処理作業及び損壊した建物等への立入り時における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

(1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等

を綿密に実施すること。

- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記4によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 その他

- (1) 本震の発災から当面の間は強い余震が想定されることから、工事に伴う作業中に余震が起こるなどの窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。また、余震による倒壊を防止するための措置について検討し、必要な対策を講じておくこと。
- (2) 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。

3 (4) のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。また、冬期の屋外作業においては、寒冷環境下での作業が予想されることから、暖房設備を備えた休憩設備を設置するほか、適切な防寒具等を着用させること。

- (3) 建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）に対する補助事業として、

「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」を実施しているところである。本事業においては、復旧・復興工事の安全衛生確保のため安全衛生専門家による現場指導等を実施していることから、管内の実情に応じ建災防支部と連絡・調整を行い活用すること。

- (4) 復旧工事では、多数の建設業者による作業が輻輳して行われることが想定され、また、復旧工事に当たる建設業者も被災地域の内外から集まるため、必ずしも密接な情報共有や連携がなされないことが懸念される。こうした状況を踏まえ、隣接する現場で異なる復旧工事が行われることによる労働災害を防止する観点から、隣接する現場を担当する建設業者間で、事前に工事内容や作業計画について情報の共有を行うこと。
- (5) 被災地（特に住宅地）での復旧工事は、通常の建設現場のように部外者の立入りが制限されず、倒壊した自宅で家財道具等を探す住民や瓦礫撤去や清掃といった作業を行う災害ボランティア等が作業範囲内に立ち入る可能性がある。そのため、車両系建設機械等を用いた復旧工事において、住民や災害ボランティアを負傷させることのないよう、監視員の配置や現場への立入りを制限する等、必要な措置を講じること。
- (6) 冬季においては積雪や路面の凍結等によって転倒災害のリスクが高まることから十分注意して作業するとともに、必要に応じて滑りにくい靴の着用等による転倒災害防止対策に留意すること。

(添付) 関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 がれきの処理作業を行う際の注意事項～がれき処理作業を行う皆様へ～
- ・資料3 がれきの処理作業を行う際の注意事項～事業者の皆様へ～

(参考)

関係 4 県労働局

番号	都道府県労働局名
15	新潟
16	富山
17	石川
18	福井

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

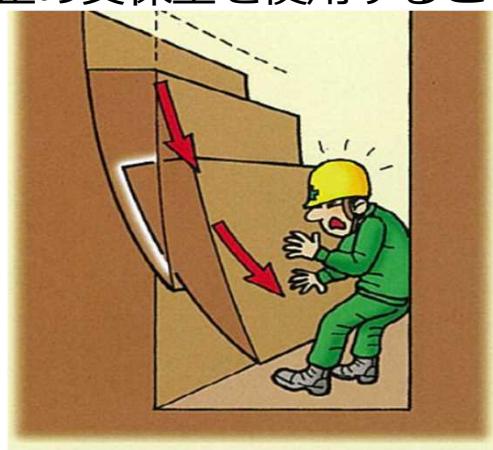


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

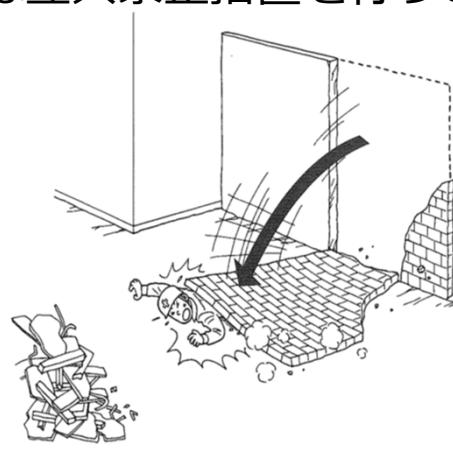
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするために、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるように、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3項目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴



踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合には、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後の**がれき**を片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸収缶やフィルターが付いていない



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

●取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

●もし、漏れ込みを感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

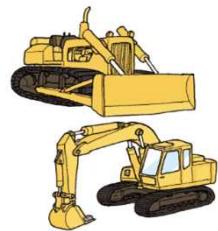


(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2~3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。



- がれきから出でていた釘を踏み抜いた。

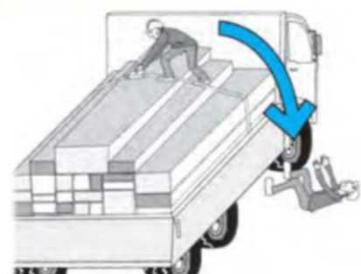


- 崩ってきたがれきの下敷きになった。

- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。

- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。

- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。



- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。

- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。

(2019.10)

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～事業者の皆様へ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などの**がれき**の処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多くことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするために、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用されること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

別添 1

基安安発 0104 第 2 号
基安労発 0104 第 3 号
基安化発 0104 第 2 号
令和 6 年 1 月 4 日

建設業労働災害防止協会 専務理事
建設労務安全研究会 理事長
一般社団法人日本建設業連合会 専務理事
一般社団法人全国建設業協会 専務理事
一般社団法人全国中小建設業協会 専務理事

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化 学 物 質 対 策 課 長
(契印省略)

令和 6 年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、北陸地方の広い範囲の数多くの箇所において、家屋の倒壊、土砂崩壊等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が発生しています。

今後、道路等のインフラの復旧、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山が崩れやすくなっている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。こうしたことから、貴会におかれでは、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、貴会員各位に対し周知徹底を図られますようお願いします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震の影響により地山が崩れやす

くなっている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の地震以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常ができるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第1号の別添1「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確實に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記4によること。

2 墜落・転落災害防止対策

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事においては、墜落防止措置がとられず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事で作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設置した上で、要求性能墜落制止用器具を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」※を参考にすること。

※<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>

3 がれき処理作業及び損壊した建物等への立入り時における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記4によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 その他

- (1) 本震の発災から当面の間は強い余震が想定されることから、工事に伴う作業中に余震が起こるなどの窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。また、余震による倒壊を防止するための措置について検討し、必要な対策を講じておくこと。
- (2) 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。

3 (4) のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。また、冬季の屋外作業においては、寒冷環境下での作業が予想されることから、暖房設備を備えた休憩設備を設置するほか、

適切な防寒具等を着用させること。

- (3) 復旧工事では、多数の建設業者による作業が輻輳して行われることが想定され、また、復旧工事に当たる建設業者も被災地域の内外から集まるため、必ずしも密接な情報共有や連携がなされないことが懸念される。こうした状況を踏まえ、隣接する現場で異なる復旧工事が行われることによる労働災害を防止する観点から、隣接する現場を担当する建設業者間で、事前に工事内容や作業計画について情報の共有を行うこと。
- (4) 被災地（特に住宅地）での復旧工事は、通常の建設現場のように部外者の立入りが制限されず、倒壊した自宅で家財道具等を探す住民や瓦礫撤去や清掃といった作業を行う災害ボランティア等が作業範囲内に立ち入る可能性がある。そのため、車両系建設機械等を用いた復旧工事において、住民や災害ボランティアを負傷させることのないよう、監視員の配置や現場への立入りを制限する等、必要な措置を講じること。
- (5) 冬季においては積雪や路面の凍結等によって転倒災害のリスクが高まることから十分注意して作業するとともに、必要に応じて滑りにくい靴の着用等による転倒災害防止対策に留意すること。

（添付）関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 がれきの処理作業を行う際の注意事項～がれき処理作業を行う皆様へ～
- ・資料3 がれきの処理作業を行う際の注意事項～事業者の皆様へ～

別添2

基安安発 0104 第3号
基安労発 0104 第4号
基安化発 0104 第3号
令和6年1月4日

国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
農林水産省農村振興局整備部設計課長

} 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

令和6年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、北陸地方の広い範囲の数多くの箇所において、家屋の倒壊、土砂崩壊等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が発生しています。

今後、道路等のインフラの復旧、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山が崩れやすくなっている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されることから、関係団体に対し別添のとおり労働災害防止対策の周知徹底を要請しました。

貴職におかれましては、本要請の趣旨をご理解いただき、災害復旧工事の発注等に当たりご配慮いただきますようお願い申し上げます。